

横浜市立大学附属市民総合医療センター共同利用制度運営要領

制 定 平成 16 年 5 月 21 日

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

第 1 総則

1 目的

この要領は、横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「当院」という。）の施設又は医療設備を主に横浜市南区、西区、中区、港南区、磯子区、金沢区、栄区（以下「地域」という。）の医療従事者の診療、研究又は研修を目的とした利用（以下「共同利用制度」という。）のために開放し、地域の医療機関との連携の推進及び地域の医療従事者の相互研鑽を図ることを目的とする。

2 共同利用制度

共同利用制度の内容は、次のとおり甲（紹介患者診療型共同利用を行う）、乙（紹介患者診療型共同利用を行わない）とする。

- | | |
|---|-----------------|
| 甲 | (1) 医療器械利用型共同利用 |
| | (2) 研究部門利用型共同利用 |
| | (3) 研修会等参加型共同利用 |
| | (4) 紹介患者診療型共同利用 |
| 乙 | (1) 医療器械利用型共同利用 |
| | (2) 研究部門利用型共同利用 |
| | (3) 研修会等参加型共同利用 |

3 共同利用制度の遵守事項

共同利用制度を利用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用に際しては、あらかじめ、管理部患者総合サポート課地域連携担当で受付を行う。
- (2) 当院内においては、第 2 の 5 により発行された登録医証又は登録歯科医証を必ず着用しなければならない。ただし、研修会等参加型共同利用については、この限りでない。
- (3) 当院の諸規則を遵守する。

4 報酬

- (1) 共同利用制度を利用する者に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。
- (2) 共同利用制度の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。

第 2 医療機関の登録

1 事前登録

共同利用制度は、研修会等参加型共同利用を除き、その利用にあたっては事前に登録をしなければならない。

2 登録の対象機関

共同利用制度において登録できる機関は、地域に所在する医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）とするが、地域外で共同利用を希望する医療機関等についても登録できるものとする。

3 登録の申請

(1) 共同利用制度の事前登録を行おうとする医療機関等は、「共同利用制度登録申請書」により横浜市立大学附属市民総合医療センター病院長（以下「病院長」という）に申請するものとする。

(2) その際、利用内容の甲（第1の2）を希望する医師については医師免許証の写しを、歯科医師については歯科医師免許証の写しをあわせて提出するものとする。

(3) 病院長は、申請内容を審査し事前登録を承認した場合は、「共同利用制度登録機関名簿」にその医療機関等の名称、所在地、医師又は歯科医師の氏名等を登録するものとする。

4 登録医証、登録歯科医証及び登録機関証の発行

(1) 病院長は、「共同利用制度登録機関名簿」に登録された医療機関等（以下「登録医療機関」という。）に対しては、登録機関証を発行する。

(2) 病院長は、「共同利用制度登録機関名簿」に登録された医療機関等の医師又は歯科医師（以下「登録医」という。）に対しては、登録医証又は登録歯科医証を発行する。

5 登録名

共同利用制度の利用登録名は、登録医療機関の名称をもって登録するものとする。

6 登録内容の変更

(1) 「共同利用制度登録機関名簿」に登録された登録医等を追加するなどその内容を変更する場合には、「共同利用制度変更登録申請書」により病院長に申請するものとする。

(2) 変更申請がされた場合の処理については、申請時の場合の処理に準ずる。

7 登録医証等の返還

登録の必要がなくなった医療機関等は、病院長に対し、その旨を申し出、登録医証、登録歯科医証及び登録機関証を返還しなければならない。

8 登録の取消

登録医に医師又は歯科医師としての品位を損するような行為のあったときは、病院長はその登録を取り消すことができる。また、登録医療機関の看護師、薬剤師その他の医療従事者において品位を損するような行為のあったときも同様とする。

第3 紹介患者診療型共同利用

1 紹介患者診療型共同利用の内容

地域医療機関から紹介され来院若しくは入院した患者の診療について、かかりつけ医である登録医等と病院内主治医とが共同して、随時当該患者の検査、処置又は指導を行うことにより、退院後のかかりつけ医の円滑な診療につなげることを目的とした診療型の共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、医師については医師免許証の写しを、歯科医師については歯科医師免許証の写しをあわせて提出し登録された医療機関の登録医等とする。

3 共同利用のための病床

当該共同利用のための病床として、1床を確保する。

4 利用内容等の事前調整

紹介入院となった患者に対して当該共同利用を行おうとする登録医等は、あらかじめ管理部患者総合サポート課地域連携担当に連絡し、病院内主治医と事前調整をしなければならない。

第4 医療器械利用型共同利用

1 医療器械利用型共同利用の目的

登録医療機関が検査目的で紹介する患者の検査について、登録医と当院医師が当院の医療器械を共同利用することにより、検査後の円滑な診療につなげるとともに、地域医療連携の推進を図ることを目的とする。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる者は、登録医とする。

3 共同利用のための医療器械

当該共同利用として利用できる医療器械は、次のとおりとする。

- (1) コンピュータ断層撮影装置 (CT)
- (2) 磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 (MR)
- (3) 核医学診断装置 (RI)
- (4) 超音波診断装置
- (5) 長時間心電図記録装置
- (6) 二重エネルギー骨X線吸収測定一体型装置 (DXA)
- (7) 脳波検査

4 利用内容等の事前調整

検査目的で紹介した患者に対して、当該共同利用を行おうとする登録医は、あらかじめ管理部患者総合サポート課地域連携担当に連絡し、病院内主治医と事前調整をしなければならない。

第5 研究部門利用型共同利用

1 研究部門利用型共同利用の目的

登録医療機関の医療従事者のために当院の研究部門の機能を開放し、地域の医療従事者の研究活動を支援するとともに、必要に応じて、その研究活動に対し、互いに連携することで、地域医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる者は、登録医療機関に勤務する医師、歯科医師、看護師、薬剤師その他の医療従事者とする。

3 対象研究部門

当該共同利用のために利用できる研究部門は、図書室とする。

4 利用時の手続等

- (1) 図書室の利用にあたっては登録医証、登録歯科医証又は登録機関証を提示し、所定の手続を行うとともに備え付けの利用簿に必要事項を記入し利用するものとする。
- (2) 図書室の利用については、資料の室内閲覧及び複写とし個人情報以外の情報等に限りとする。(電子ジャーナルの閲覧は含まない)

第6 研修会等参加型共同利用

1 研修会等参加型共同利用の目的

本院が行う研修研究活動を地域の医療従事者に開放し、研修研究活動を進めることで、地域医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる者は、地域の医療機関に勤務する医師、歯科医師、看護師、薬剤師その他の医療従事者とする。

3 対象研修会等

当該共同利用のために参加できる研修会等は、次のとおりとする。

- (1) センター病院 CPC、臨床カンファレンス、学術講演会その他これに類する研修研究活動
- (2) 病院各診療科が開催する各科症例検討会、研究会又はこれに類する研修研究活動
- (3) 病院の看護部、医療技術部門又はその他の部門が開催する研修研究活動
- (4) 記念的行事として行われる講演会、その他これに類する研修研究活動

4 利用時の手続

当該共同利用により開催される研修会等を利用しようとする地域医療従事者は、開催された研修会等会場に備え付けの利用簿に必要事項を記入するものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 16 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要領は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
- 8 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。